

鶏伝染性ファブリキウス嚢病生ワクチン（ひな用中等毒）

動生剤基準の鶏伝染性ファブリキウス嚢病生ワクチン（ひな用中等毒）の 3.3.4、3.3.5、3.3.6、3.3.7（迷入ウイルス否定試験法 2.1.1、2.1.2 及び 2.2.2 を除く。）、3.3.8 及び 3.3.9 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。